

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。
③システムの名称	生活保護システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第15の項 内閣府総務省令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 別表第二 第26の項 内閣府総務省令第7号第19条 【情報提供の根拠】 別表第二 第9の項 内閣府総務省令第7号第8条1号イ、2号イ 別表第二 第10の項 内閣府総務省令第7号第9条1号ニ、3号ロ、4号ニ 別表第二 第14の項 内閣府総務省令第7号第11条1号ニ、2号ロ、4号イ 別表第二 第16の項 内閣府総務省令第7号第12条1号又、2号チ、3号ハ、6号チ、8号又 別表第二 第18の項 内閣府総務省令第7号第13条2号イ 別表第二 第20の項 内閣府総務省令第7号第14条3号イ 別表第二 第24の項 内閣府総務省令第7号第17条1号 別表第二 第26の項 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27の項 内閣府総務省令第7号第20条4号、5号、7号、8号、10号ロ、11号 別表第二 第28の項 内閣府総務省令第7号第21条1号ハ、5号、6号、8号、9号、10号 別表第二 第30の項 別表第二 第31の項 内閣府総務省令第7号第22条2号、3号、4号、5号、6号、8号、10号、11号 別表第二 第37の項 内閣府総務省令第7号第23条1号 別表第二 第38の項 内閣府総務省令第7号第24条1号 別表第二 第50の項 内閣府総務省令第7号第26条の4 1号 別表第二 第53の項 内閣府総務省令第7号第27条3号イ 別表第二 第54の項 内閣府総務省令第7号第28条1号ハ、2号、3号、4号、5号、7号、8号、9号 別表第二 第61の項 内閣府総務省令第7号第32条1号イ、2号イ 別表第二 第62の項 内閣府総務省令第7号第33条3号 別表第二 第64の項 内閣府総務省令第7号第35条1号 別表第二 第70の項 内閣府総務省令第7号第39条1号 別表第二 第87の項 内閣府総務省令第7号第44条1号又、2号、3号、4号、5号、6号 別表第二 第90の項 別表第二 第94の項 内閣府総務省令第7号第47条2号イ、3号イ、4号イ、5号イ、6号イ、7号イ、8号イ、9号イ、10号イ、11号イ、12号イ、13号イ、14号イ、15号イ、16号イ、17号イ、18号イ、19号イ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課 主幹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2212

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活福祉課長 横尾 英雄	生活福祉課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 別表第二 第9の項 内閣府総務省令第7号第8条1号イ、2号イ 別表第二 第10の項 内閣府総務省令第7号第9条1号イ、2号イ、3号イ 別表第二 第14の項 内閣府総務省令第7号第11条1号 別表第二 第16の項 内閣府総務省令第7号第12条1号へ、2号イ、3号ホ 別表第二 第24の項 内閣府総務省令第7号第17条1号 別表第二 第27の項 内閣府総務省令第7号第20条4号、5号、6号、7号、9号口、10号 別表第二 第28の項 内閣府総務省令第7号第21条1号ハ、4号、5号、7号、8号、9号 別表第二 第30の項 別表第二 第31の項 内閣府総務省令第7号第22条2号、3号、4号、5号、7号 別表第二 第50の項 別表第二 第54の項 内閣府総務省令第7号第28条1号ハ、2号、3号、4号、5号、7号、8号、9号 別表第二 第61の項 内閣府総務省令第7号第32条1号イ、2号イ 別表第二 第62の項 内閣府総務省令第7号第33条3号 別表第二 第64の項 内閣府総務省令第7号第35条1号 別表第二 第70の項 内閣府総務省令第7号第39条1号 別表第二 第87の項 内閣府総務省令第7号第44条1号チ、2号、3号、4号、5号 別表第二 第90の項 別表第二 第94の項 内閣府総務省令第7号第47条2号イ、3号イ、4号イ、5号イ、6号イ、7号イ、8号イ、9号イ、10号イ、11号イ 別表第二 第104の項 内閣府総務省令第7号	【情報提供の根拠】 別表第二 第9の項 内閣府総務省令第7号第8条1号イ、2号イ 別表第二 第10の項 内閣府総務省令第7号第9条1号二、3号口、4号二 別表第二 第14の項 内閣府総務省令第7号第11条1号二、2号口、4号イ 別表第二 第16の項 内閣府総務省令第7号第12条1号ヌ、2号チ、3号11、6号チ、8号ヌ 別表第二 第18の項 内閣府総務省令第7号第13条2号イ 別表第二 第20の項 内閣府総務省令第7号第14条3号イ 別表第二 第21の項 別表第二 第24の項 内閣府総務省令第7号第17条1号 別表第二 第26の項 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27の項 内閣府総務省令第7号第20条4号、5号、6号、7号、9号口、10号 別表第二 第28の項 内閣府総務省令第7号第21条1号ハ、4号、5号、7号、8号、9号口、10号 別表第二 第30の項 別表第二 第31の項 内閣府総務省令第7号第22条2号、3号、4号、5号、6号、8号、10号、11号 別表第二 第37の項 内閣府総務省令第7号第23条1号 別表第二 第38の項 内閣府総務省令第7号第24条1号 別表第二 第50の項 内閣府総務省令第7号第26条の4 1号 別表第二 第53の項 内閣府総務省令第7号第27条3号イ 別表第二 第54の項 内閣府総務省令第7号第28条1号ハ、2号、3号、4号、5号、7号、8号	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 別表第二 第9の項 内閣府総務省令第7号第8条1号イ、2号イ 別表第二 第10の項 内閣府総務省令第7号第9条1号二、3号口、4号二 別表第二 第14の項 内閣府総務省令第7号第11条1号二、2号口、4号イ 別表第二 第16の項 内閣府総務省令第7号第12条1号ヌ、2号チ、3号11、6号チ、8号ヌ 別表第二 第18の項 内閣府総務省令第7号第13条2号イ 別表第二 第20の項 内閣府総務省令第7号第14条3号イ 別表第二 第21の項 別表第二 第24の項 内閣府総務省令第7号第17条1号 別表第二 第26の項 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27の項 内閣府総務省令第7号第20条4号、5号、6号、7号、9号口、10号 別表第二 第28の項 内閣府総務省令第7号第21条1号ハ、4号、5号、7号、8号、9号口、10号 別表第二 第30の項 別表第二 第31の項 内閣府総務省令第7号第22条2号、3号、4号、5号、6号、8号、10号、11号 別表第二 第37の項 内閣府総務省令第7号第23条1号 別表第二 第38の項 内閣府総務省令第7号第24条1号 別表第二 第50の項 内閣府総務省令第7号第26条の4 1号 別表第二 第53の項 内閣府総務省令第7号第27条3号イ 別表第二 第54の項 内閣府総務省令第7号第28条1号ハ、2号、3号、4号、5号、7号、8号	【情報提供の根拠】 審号法第19条第7号 【情報照会の根拠】 別表第二 第26の項 内閣府総務省令第7号第19条 【情報提供の根拠】 別表第二 第9の項 内閣府総務省令第7号第8条1号イ、2号イ 別表第二 第10の項 内閣府総務省令第7号第9条1号二、3号口、4号二 別表第二 第14の項 内閣府総務省令第7号第11条1号二、2号口、4号イ 別表第二 第16の項 内閣府総務省令第7号第12条1号ヌ、2号チ、3号ハ、6号チ、8号ヌ 別表第二 第18の項 内閣府総務省令第7号第13条2号イ 別表第二 第20の項 内閣府総務省令第7号第14条3号イ 別表第二 第21の項 別表第二 第24の項 内閣府総務省令第7号第17条1号 別表第二 第26の項 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27の項 内閣府総務省令第7号第20条4号、5号、6号、7号、9号口、10号 別表第二 第28の項 内閣府総務省令第7号第21条1号ハ、4号、5号、7号、8号、9号 別表第二 第30の項 別表第二 第31の項 内閣府総務省令第7号第22条2号、3号、4号、5号、6号、8号、10号、11号 別表第二 第37の項 内閣府総務省令第7号第23条1号 別表第二 第38の項 内閣府総務省令第7号第24条1号 別表第二 第50の項 内閣府総務省令第7号第26条の4 1号 別表第二 第53の項 内閣府総務省令第7号第27条3号イ 別表第二 第54の項 内閣府総務省令第7号第28条1号ハ、2号、3号、4号、5号、7号、8号	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活福祉課	福祉総務課	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活福祉課長	福祉総務課 主幹	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	栃木市役所 保健福祉部生活福祉課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2211	栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2212	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	栃木市役所 保健福祉部生活福祉課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2211	栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2212	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二 第21の項	削除	事後	別表第二の項削除に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	内閣府総務省令第7号第20条4号、5号、6号、7号、9号口、10号	内閣府総務省令第7号第20条4号、5号、7号、8号、10号口、11号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	内閣府総務省令第7号第21条1号ハ、4号、5号、7号、8号、9号	内閣府総務省令第7号第21条1号ハ、5号、6号、8号、9号、10号	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	